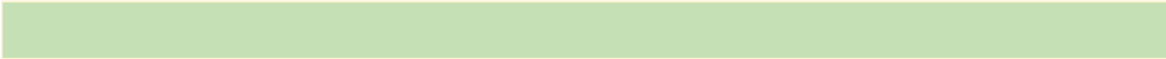
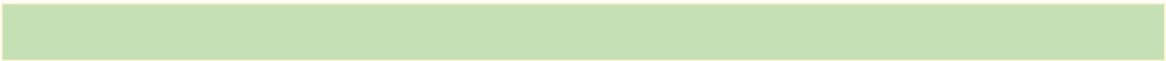


令和7年度



第4期日野市食育推進計画 評価結果報告書



日野市食育推進会議

令和8年6月

<目 次>

第4期日野市食育推進計画について……………	1
令和7年度評価の方法について……………	1
令和7年度評価内容	
主管課評価……………	2
食育推進会議評価……………	2
食育推進会議評価結果を受けて……………	3
第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果概要（食育推進会議）……………	4
第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果(詳細)……………	5

<資 料>

日野市みんなですすめる食育条例……………	11
日野市食育推進会議の概要……………	15

第4期日野市食育推進計画について

設定期間：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)までの5年間

《基本理念》 生涯にわたって
健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む

上記を掲げ基本目標1～3を設定
基本目標の下に取組指標を設定し、進行管理を行います。

令和7年度評価の方法について

・評価体制：『主管課評価』 → 『食育推進会議』の2段階で実施。

『主管課評価』 取組指標について、担当している課が評価

『食育推進会議』 施策の方向性ごとに、
市民委員・有識者委員からなる食育推進会議で評価

・主管課の評価基準
下記2段階で設定

○：目標値に到達した
×：目標値に到達しなかった

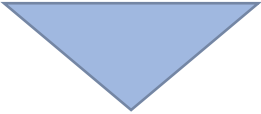
・食育推進会議 評価基準
(1)評価の基本的な考え方
各主管課の取組(取組指標)によって、
食育がどれだけ推進されたか

(2)評価点 下記5段階で設定
5：大いに達成できた
4：やや達成できた
3：どちらともいえない
2：やや達成できなかった
1：達成できなかった

令和7年度評価内容

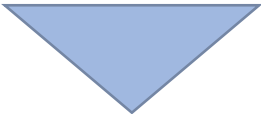
主管課評価

- ・主管課が食育推進計画で設定した数値目標(取組指標)の達成状況についての評価を行いました。
- ・主管課での15の取組指標の評価結果は以下の通りです。
「○:目標値に到達した」……14
「×:目標値に到達しなかった」…1



食育推進会議評価

- ・上記「主管課評価」をふまえ、取組指標の達成状況についての評価を行いました。
- ・「食育推進会議」の審議結果報告を受け、令和7年度の評価結果として市民へ公表していきます。
- ・食育推進会議での7つの施策の方向性の評価結果は以下の通りです。
「5:大いに達成できた」……7
- ・「食育推進会議」の施策の方向性の評価結果は、
次ページ『第4期日野市食育推進計画令和7年度評価概要
(食育推進会議)』を参照してください。



次ページへ

つづき

食育推進会議評価結果を受けて

- ・ 各取組内容に応じて、概ね計画通りに実施できたことが評価されました。
- ・ 日野産農産物の出張販売については、実施回数の目標値の設定が高いため、目標値に到達することはできませんでしたが、関係者やスタッフの努力や取組みの積み重ねが評価されました。
- ・ 家庭における食育の大切さの理解など、食育の認知が広がっていることが伺える一方で、今後は無理なく実践につながる取組みの充実が課題であり、従来の周知方法で良いか検討が必要であるとされました。
- ・ 事務局より「食育推進会議」の評価結果をもって各主管課にフィードバックします。本評価を含め主管課で検討し、今後の取組や改善につなげていきます。
- ・ 指標については”実績値”と”目標値”に大きな乖離があり、目標設定に課題があるとされました。次期計画の際に取組指標の考え方や在り方を再検討します。

第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果概要（食育推進会議）

基本目標	施策の方向性	評価	評価コメント
1 食からの健康づくりを推進します(重点)	1. ライフステージに応じた健全な食生活を実践します	5	・ライフステージに応じた細やかなアプローチが計画されており、高く評価できる。 ・様々な情報を様々な手法によって、家庭における食育の大切さが推進できていると思った。「子どもの健康は親の健康から」は大切であるが、保護者が力を抜いて栄養を摂る方法など、より生活の実態に寄り添う内容を期待する。 ・高齢者向けのふれあいサロン等での栄養講話は、フレイル(低栄養)予防において非常に重要である。高齢者の食支援の現場では、実践的な知識を伝えながら直接の対話を行うことが行動変容に直結しやすいため、通いの場での個別相談は引き続き丁寧に進めていただきたい。
	2. 食の安全・安心に対する理解を深めます	5	・継続が何よりも大切である。引き続き周知啓発をお願いしたい。 ・食料の備蓄をしている市民が多いのは、近年の災害が多い影響もあるかもしれない。3日分以上の備蓄の割合が増えるためには、これまでの周知方法で良いのかどうか検討が必要である。
2 食を通じて、豊かな心を育てます	1. 多様な暮らしにおける食への理解を深めます	5	・小中学校の給食試食会を通じて、学校給食の意義や家庭での食育の重要性を保護者に直接伝える取り組みは、大変意義深い。日産野菜について農家の方から直接お話しいただける点も、食への感謝を深める良い機会になると思う。家庭での実践率を上げるため、忙しい保護者でも手軽に作れる献立や分量がバツと見てわかるようなアイデアを配布資料に盛り込むなど、家庭の食育をさらに後押しするサポートを期待する。 ・家庭における食育の大切さについての理解や「食事は楽しい」と感じる意識は広がっている。一方で、個食や栄養バランスに関する課題も見られ、家庭で食に関わる体験を十分に持つことが難しい状況も伺える。今後は、各家庭の生活状況に配慮しながら、無理なく実践につながる取組や食を通じて人と関わる機会の充実に課題である。
	2. 次世代へ食文化を継承します	5	・保育園での郷土料理や行事食の継続的な提供、中学生への和食器を用いたテーブルマナー講習など、多角的に食文化を体験できる点が素晴らしい。 ・テーブルマナーや調理体験の実施は計画目標を達成しており、対象や内容に応じた工夫を取り入れながら実施されている点も評価できる。食への興味や関心を広げるきっかけづくりとして、意義ある取組である。 ・児童館での「お腹が減ったら自分で作る」意識を育てる調理活動は、「食べることは生きること」を伝える上で非常に重要である。幅広い年代が自分の力に合わせて調理を体験できる場が身近にあることは、地域の食育の大きな強みになっているだろう。
3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます	1. 地産地消を推進します	5	・学校給食での日産産農作物の活用や、各所での販売等の取組を継続して実施していることは高く評価できる。販売活動の実施には、関係者やスタッフによる継続的な人的支援や協力が不可欠であり、こうした積み重ねが取組の推進につながっていることも評価したい。 ・学校給食での日産産野菜の積極的な活用をすることで、児童生徒に地元の恵みをしっかりと伝えることができていると思う。また、市役所等での出張販売は市民が地産地消に参加しやすい良い機会である。地元で作られた野菜の美味しさを知ることは食への関心を高める第一歩であるため、継続的な取組に期待する。
	2. 農業体験を推進します	5	・ファーマーズセンターでの野菜栽培体験や日産産野菜を使った料理教室は、土に触れ、育てる喜びと味わう楽しさを一貫して学べる魅力的な事業だと思う。実際に自分で野菜作りに取り組む過程を経ることで、食べ物への愛着や理解が何倍にも深まる。こうした食農体験事業が通年で充実して行われることで、幅広い世代の市民が農に親しむ機会が広がっていることを高く評価する。 ・体験内容やイベントが多様化していることは評価できる。今後は、こうした貴重な体験の魅力がさらに広く発信され、より多くの市民へ取組が広がっていくことを期待したい。
	3. 食品ロス削減を推進します	5	・食品ロスに対する意識の高まりは評価できる。今後も、市として継続的な取組を通じ、食品ロス削減に向けた意識の定着が図られることを期待したい。 ・食品ロス削減月間に合わせた広報やLINEでの発信も着実に実行されている。今後は、食材を無駄なく使い切るための具体的な調理の工夫や、保存方法のアイデアなどをさらに発信することで、各家庭での食品ロス削減の取り組みへと繋がっていくと考える。

評価基準

- 5:大いに達成できた
- 4:やや達成できた
- 3:どちらともいえない
- 2:やや達成できなかった
- 1:達成できなかった

第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果(詳細)

基本目標 1 食からの健康づくりを推進します(重点)

施策の方向性 (1)ライフステージに応じた健全な食生活を実践します ③健全な食生活の普及啓発

					主管課評価					食育推進会議評価				
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント		
乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、朝食摂取の大切さを周知する。	保育課	朝食摂取の普及啓発回数	2回/年	2回以上/年	16回	・食育だより 5回 ・懇談会で簡単調理 1回 ・5歳児クラスのおにぎり作り7回 ・朝ごはんカード 2回 ・食育アンケート1回	○	・食育だよりではコラム欄で、朝食摂取が健康な身体づくりに栄養面からアプローチできることの啓発を行った。 ・懇談会・5歳児クラスのおにぎり作りは作る・食べる活動で食の楽しさを感じてもらい、食への関心が高まるよう実施した。	・食育だよりを保護者に見てもらうための工夫 ・懇談会・おにぎり作りは、実施園の準備体制を勘案しながら、必要に応じた実施フローを行う。	食育だよりは継続。 懇談会の簡単調理は見直し。 5歳児クラスのおにぎり作りを継続。	5	・ライフステージに応じた様々なアプローチが計画されており、高く評価できる。 ・評価指標が現状値(R2)より悪化している項目が多い。活動に参加するのは熱心な方がほとんどのため、従来の方法を変える必要があるかもしれない。 ・実績(R7)と目標値(R8)に大きな乖離がある。目標を達成するために必要と考えられる回数にした方がよいのではないかと。 ・食育に関するアンケート調査(R7)より、「何かを用意して食べる」とことより、食事内容に課題がある市民が多いと感じたため、そこをサポートできるメニューが実情に合っていると思う。特に「時間のなさ」が原因であること分かっているため、簡単に栄養バランスが取れる食事の普及と啓発に力を入れるとよいと感じた。 ・様々な情報を様々な手法によって、家庭における食育の大切さが推進できていると思った。「子どもの健康は親の健康から」は大切であるが、保護者が力を抜いて栄養を摂る方法など、より生活の実態に寄り添う内容を期待する。 ・保育園での「おにぎり作り」や「朝ごはんカード」の取組は、子ども自身が食に関心を持つ素晴らしいきっかけになるだろう。		
	学務課		－	3回/年	3回	各学校からおたより、試食会等で「朝食の大切さ」について周知した。	○	計画どおり実施することができた。	児童・生徒より保護者が先に出かけてしまう家庭が増えてきているため、児童・生徒が自分で準備して、食べる指導が必要になっている。	保護者だけでなく、児童・生徒への周知を徹底していく。		・5歳児のおにぎり作りはとても良い取組である。体験しないと身に付かないため、今後も続けてほしい。小中学校でも学習や体験の機会を増やせると良いだろう。 ・パンフレット配布だけでなく、おにぎり作りや懇談会で朝食摂取の普及啓発をするのは良い取組である。様々な取組がなされているが、食育に関するアンケート調査(R7)の結果では朝食欠食者の割合が全ての層で増加している。児童・生徒が自分で準備しなければならぬことも要因の一つかもしれないが、各層で朝食欠食が増加した要因の分析はしているのか。 ・周知啓発活動により、朝食摂取の重要性や食育内容についての認知が広がっていることが伺える。一方で、朝食欠食率は全世代で増加傾向で、主食・主菜・副菜をそろえて食べる割合も減少していることから、日々の生活の中で実践につながる取組の充実が課題として考えられる。 ・フレイル予防の指導で活用されている媒体(手のひらで量の目安が分かる)が非常に分かりやすいので、幼児・児童向けにも同様の媒体があると良いと感じた。 ・市内さまざまな場所でのパネル展示が非常によい。		
	健康課	食生活改善のパネル展示回数	4回/年	6回/年	14回	・パネル展示 14回 場所:市内児童館(10か所)、市役所本庁舎、七生支所、中央図書館 ・広報「食育つづみ」掲載 4回 ・LINE配信 4回 ＜テーマ＞ 食育月間(6月)、野菜月間(8月)、食生活改善普及運動月間(9月)、フレイル予防月間(2月) ・デジタルサイネージ(6月食育月間) 場所:市役所本庁舎、イオンモール多摩平 ・リーフレット配布(2月フレイル予防月間) 場所:中央図書館 配布冊数 「若返りサポートブック」33冊 「かんたんレシピブック」36冊	○	・対象者に合わせて展示場所を検討。新たに児童館(食育月間・子育て世代向け)と中央図書館(フレイル予防月間・高齢者向け)で展示を行った。 ・6月の食育月間では、児童館職員向けにアンケートを実施。2月のフレイル予防月間では、パンフレットの配布冊数によりパネルを見た方の反応を把握した。	・6月食育月間や2月フレイル予防月間は、対象者に合わせた場所で周知啓発を行うことで、効果的に普及啓発を行うことができた。ほかの月間についても対象者に合わせた周知が必要。	・9月の食生活改善普及運動月間では、多世代が来所する中央図書館で実施を検討。		・展示やデジタルサイネージ等、視覚的に伝わりやすいデザインへの工夫も効果的だろう。再生回数等の分析があればさらに活用方法が広がるだろう。 ・リーフレットの配布場所は変えても良いのではないかと。配布冊数が少なく、リーフレット作成の労力が報われないように見える。		
	健康課	高齢者の「通いの場」での栄養講話実施回数	－	18回/年	39回/年	・高齢者の保健と介護予防の一体的実施の取組の一つとして、健康講話を実施した。(27回/422人) ・高齢福祉課の体操事業で栄養・口腔に関する講話を実施した。(12回/227人)	○	・保健師による健康講話後、個別に質問がある参加者に対しては保健師と連携し電話をする等対応を行った。 ・高齢福祉課の体操事業では、栄養士・歯科衛生士による講話を実施し、事業後に個別相談にも対応した。	・低栄養は食事以外の要因も絡み合っているため、引き続き多職種での連携が必要。	・引き続き、多職種連携により低栄養についての普及啓発を行っている。		・高齢者向けのふれあいサロン等での栄養講話は、フレイル(低栄養)予防において非常に重要である。高齢者の食支援の現場では、実践的な知識を伝えながら直接の対話を行うことが行動変容に直結しやすいので、通いの場での個別相談は引き続き丁寧に進めていただきたい。 ・健康課の取組では、ターゲットに合わせて会場やツールが駆使されている。今後、高齢者の不安と向き合う対策を食の観点から推進することを期待する。 ・参加者にサルコペニアやフレイルのセルフチェックをしてもらうと、より効果上がるかもしれない。		

施策の方向性 (2)食の安全・安心に対する理解を深めます ③災害時に備えた食料備蓄の周知啓発

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
災害時に備えた食料備蓄の周知啓発を行う。	健康課	ホームページなどによる食料備蓄に関する周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	2回	・広報9月号に記事の掲載 ・LINE配信1回 ・テーマ>ローリングストックの周知啓発	○	・計画通り実施することができた。	・食育推進に関するアンケート調査(市民)において、非常食を用意している者は80.2%と多くの市民が用意していたが、国で推奨されている3日分以上の非常食を用意している者の割合は41.9%と半数に満たなかった。	・3日以上分の備蓄を行えるよう、引き続き周知啓発を行う。	5	・継続が何よりも大切である。引き続き周知啓発をお願いしたい。 ・昨年度からの取組に加え、新たにLINEを活用した情報発信を実施したことは評価できる。継続的かつ多様な周知方法の工夫が、備蓄を実践する人の割合の増加につながったものと考えられる。 ・食料の備蓄をしている市民が多いのは、近年の災害が多い影響もあるかもしれない。3日以上分の備蓄の割合が増えるためには、これまでの周知方法で良いのかどうか検討が必要である。 ・防災の日に合わせて広報やLINEを通じたローリングストックの周知啓発は、手軽に市民へ情報が届く有効な手段である。日常の食事前の延長線上で備蓄を考えることは、いざという時の安心に繋がる。今後は、文字だけでなく写真や図解を用いて、見やすい資料を取り入れる等工夫をし、さらに多様な世代の目を引くことが出来ると、より広い層へ情報が届くのではないかと。

第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果(詳細)

基本目標 2 食を通じて、豊かな心を育てます

施策の方向性 (1)多様な暮らしにおける食への理解を深めます ②食育の普及啓発

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議 評価	評価コメント
乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、食育の基本である「家庭における食育」の大切さを周知する。	保育課	家庭における食育の周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	12回	食育だより 12回	○	毎月の食育だよりでコラム欄を設け、季節や行事食などの食文化や、日野産農産物を取り入れた献立の紹介など、給食や食を通して健康に興味を持ってもらえるよう継続的に働きかけた。	引き続き、食に関心の薄い市民でも興味を持てる内容にしたい。 デジタルツール等を活用した保護者への情報提供。	園児の活動に沿って内容を考えていく。 保護者へ配信する献立表に、主に使用する食材の産地を公表し、適時適切な情報提供を行う。	5	・小中学校の給食試食会を通じて、学校給食の意義や家庭での食育の重要性を保護者に直接伝える取り組みは、大変意義深い。日野産野菜について農家の方から直接お話しいただける点も、食への感謝を深める良い機会になると思う。家庭での実践率を上げるため、忙しい保護者でも手軽に作れる献立や分量がバツと見てわかるようなアイデアを配布資料に盛り込むなど、家庭の食育をさらに後押しするサポートを期待する。 ・給食試食会以外にも保護者を巻き込める体験会などを開催できると良いかもしれない。
	学務課		—	1回/年	1回以上	・試食会で「家庭における食育」の大切さについて話す。 ・学校によっては、複数回試食会を実施	○	計画どおり実施することができた。	試食会での周知は、試食会に参加する保護者のみに限定されてしまう。	試食会だけでなく、お便りやHPを活用して保護者への周知啓発を増やすとともに、児童・生徒にも「家庭における食育」の大切さについて話す機会を設けるようにしていく。		・家庭における食育の周知は計画どおり実施されており、評価できる。評価指標では「家で食事の手伝いをしている子ども」の割合が、児童・生徒ともに大きく低下している。基本目標1の朝食欠食増加の要因として、児童・生徒が自分自身で朝食を用意する必要があることが挙げられていたが、子どもが台所に関わる機会の減少は、自分で朝食を用意する力が育ちににくいことにもつながりかねない。周知啓発の中で、家庭で子どもが食事に関わる機会づくりを促すことも有効かもしれない。 ・家庭における食育の大切さについての理解や「食事は楽しい」と感じる意識は広がっている。一方で、朝食や栄養バランスに関する課題も見られ、家庭で食に関わる体験を十分に持つことが難しい状況も伺える。今後は、各家庭の生活状況に配慮しながら、無理なく実践につながる取組や食を通じて人と関わる機会の充実が課題である。

施策の方向性 (2)次世代へ食文化を継承します ①食文化の継承 ②食事を作る力の育成

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議 評価	評価コメント
幼児に対し、給食で郷土食や行事食の提供を行う。	保育課	郷土食や行事食の提供回数	12回/年	12回以上/年	37回	毎月食育の日12回 五節供5回 郷土料理20回	○	毎月の行事食を楽しみにしている子どもたちのために、給食を媒体として郷土食や行事食を伝えることができた。	郷土食や行事食は、伝統を守った献立にしていることが大切。	園児が楽しめる郷土食、行事食を提供し続ける。	5	
生徒に対し、テーブルマナー教室でマナー指導を行う。	学務課	テーブルマナー教室実施回数	1回/年(中学校)	1回以上/年(中学校)	1回以上	テーブルマナー教室の実施(中学校)	○	計画通り実施することができた。	各中学校で実施方法、献立等が違っているため、現状を共有する。	現状を共有した上で、よりよい方法で行う。		・計画通りに実施できたことが評価できる。館内は郷土食を身近に感じる事が難しい環境のため、給食や食育活動での伝承は大切である。子どもたちが郷土料理の意味などを深堀して自由研究などに発展すると良いと思い掲げる活動内容だと思った。児童館での食育活動も子どもたちが楽しく食に関わっている場面を思い描くことができ、有意義な取組だと感じた。 ・保育園での郷土料理や行事食の継続的な提供、中学生への和食館を用いたテーブルマナー講習など、多角的に食文化を体験できる点が素晴らしい。
児童・生徒に対し、調理体験を実施する。	子育て課(児童館)	調理体験の実施回数	10回/年(10館)	65回/年(10館)	68回/年(10館)	「おにぎりランチ」など調理活動…計37回 おやつ調理活動…計10回 「もちつき」など食文化継承事業…計10回 「芋ほり」など収穫体験事業…11回	○	季節に合わせた内容や、対象年齢に合わせた作業工程なども鑑みながらレシピを検討した。おやつだけでなく、子どもたちが自分で食事を作ってみようと思えるように、家庭で手に入りやすい食材を使用した調理活動も行った。 レシピも子どもにもわかりやすいようにイラストを中心に「家ででも試してみよう」と思えるように工夫し、調理活動に参加できなかった子どもにも館内配布してレシピを公開した。 またアレルギーの子どもでも参加できるように、アレルギー特定原材料をできるだけ使わない調理なども織り交ぜて内容を検討した。 食文化継承事業では、餅つきなど地域の市民の力を借りて、大人から子どもへ、古くからの食文化を伝える取り組みに力を入れた。	内容としては充実した取り組みができ、10館合わせての回数が目標値の年間68回となった。	限られた人員・予算の中での実施になるため、回数自体を増やすことは難しい状況である。施設の数からも実施可能な館と狭い館がある。より多くの子どもたちに調理体験を聞かれるよう、回数ではなく、内容を精査して工夫して実施していく。		・児童館での「お蔵が減ったら自分で作る」意識を育てる調理活動は、「食べることは生きること」を伝える上で非常に重要である。幅広い年代が自分の力に合わせて調理を体験できる場が身近にあることは、地域の食育の大きな強みになっているだろう。 ・食物アレルギーの子供でも参加できるレシピを用意するなど、だれもが参加できる形になっていて良い。

第4期日野市食育推進計画 令和7年度評価結果(詳細)

基本目標 3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます

施策の方向性 (1)地産地消を推進します ①日産農産物の活用 ③地産地消の機会の提供

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
学校給食で、日産農産物を活用する。	学務課	学校給食での日産野菜利用率	28.3%	25%以上	27.7%	・日産農産物を積極的に活用した献立作成や発注の実施 ・学校栄養士と生産者等による顔の見える関係づくり(学校給食地元野菜等供給事業打合せ会議等)	○	数値目標を達成できた。	・鶏卵は7年度12月末をもって日野市産供給は終了されており、R8年度以降利用率の低下が予想される。 ・農業者の高齢化に伴い、野菜運搬の負担がある。 ・地区割された地区により各学校の需給率にアンバランスが生じている。	・野菜、果物等の更なる供給の農家への協力の依頼。 ・配送システムの更なる対象校の拡大を図る。 ・地区割りの見直しの検討を行い、利用率の向上を図る。	5	・日産野菜を利用するシステムの構築は苦勞もあると思うが、たゆまぬ努力(努力)を感じて敬服する。出張販売は人員の面で難しい現実もありながら十分実施されていると考える。 ・学校給食での日産農作物の活用や、各所での販売等の取組を継続して実施していることは高く評価できる。販売活動の実施には、関係者やスタッフによる継続的な人的支援や協力が不可欠であり、こうした積み重ねが取組の推進につながっていることも評価したい。 ・学校給食での日産野菜の積極的な活用をすることで、児童生徒に地元の恵みをしっかりと伝えることができていと思う。また、市役所等での出張販売は市民が地産地消に参加しやすい良い機会である。地元で作られた野菜の美味しさを知ることは食への関心を高める第一歩であるため、継続的な取組に期待する。
出張販売で、日産農産物を販売する。	都市農業振興課	出張販売による新鮮な日産農産物の販売箇所数	17か所	20か所	16か所	市役所本庁での出張販売のほか、各種イベント等への出店参加	×	運営しているNPO法人の規模としては出来る限り各種イベントに参加している。同じ場所での開催は積極的に行っており、出張販売を154回行っている。	NPO法人の車は1台、販売できる人員数は3人であるため、販売箇所を増やすのは難しい。 現在出張販売を行っている箇所ので安定に継続できるように、後援ボランティアの紹介や、広報活動の協力を行っている。	・児童・生徒にも生産者の顔が見えるようにしたい。また、農家の高齢化によって日産農産物の維持が危機に瀕していることなども食育の一環として伝えられると良いと思った。 ・農産物の販売は、負担がピンポイントに集中しているので、もう少し分散できるように計画の見直しが必要である。目標値が高いのではないかな。		

施策の方向性 (2)農業体験を推進します ②農業体験の促進

					主管課評価						食育推進会議評価	
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議 評価	評価コメント
ファーマーズセンターで、食農体験事業を実施する。	都市農業振興課	食農体験事業の実施回数	13回/年	40回/年	52回	市民親子野菜塾 8回 播磨・野菜栽培塾18回 日産農産物料理教室 25回 野菜栽培相談会 1回	○	日産野菜を使った料理教室が、初心者向け講座と、上級者向け薬膳料理教室になり回数が増加した。子ども向け料理教室、和菓子教室など多様なイベントが増加した。	講座に参加する方が同じ人になりがちなので、新しい人を取込むマーケティングが必要である。	SNSのXを利用し、講座の様子や出来上がった料理を載せ、今までと異なった年齢層へアプローチを図る。	5	・ファーマーズセンターでの野菜栽培体験や日産野菜を使った料理教室は、土に触れ、育てる喜びと味わう楽しさを一貫して学べる魅力的な事業だと思う。実際に自分で野菜作りに取り組む過程を経ることで、食べ物への愛着や理解が何倍にも深まる。こうした食農体験事業が通年で充実して行われることで、幅広い世代の市民が農に親しむ機会が広がっていることを高く評価する。 ・大幅に実績が増えたことで農業への関心者を増やせたと期待する。 ・体験内容やイベントが多様化していることは評価できる。今後は、こうした貴重な体験の魅力がさらに広く発信され、より多くの市民へ取組が広がっていくことを期待したい。 ・SNSがXだけでは偏りが生まれるかもしれない。 ・商業施設などが集まる場所で教室を行うのいいのではないかな。

施策の方向性 (3)食品ロス削減を推進します ①食品ロス削減の周知啓発

					主管課評価						食育推進会議評価	
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和7年度実績	実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議 評価	評価コメント
食品ロス削減の周知啓発を行う。	学務課	食品ロス削減に関する周知啓発回数	—	2回/年	2回以上	・各学校から保護者へ向けたおたより等により「食品ロス削減」を周知した。 ・食品ロスに繋がる給食を提供し、し周知した。	○	計画通り実施することができた。	・家庭でどの程度実施されているか、わかりづらい。	・周知啓発、給食提供を継続する。	5	・食品ロスに対する意識の高まりは評価できる。今後も、市として継続的な取組を通じ、食品ロス削減に向けた意識の定着が図られることを期待したい。 ・中学校の給食で備蓄米やおからを活用した献立（おからドーナツなど）を実践し、それをホームページや「給食たより」等で周知している点は、生きた教材として素晴らしい取り組みだと感じた。 ・食品ロス削減月間に合わせた広報やLINEでの発信も着実に行われている。今後は、食材を無駄なく使い切るための具体的な調理の工夫や、保存方法のアイデアなどをさらに発信することで、各家庭での食品ロス削減の取り組みへと繋がっていくと考える。
	健康課 （事務局）		—	1回/年	2回	・広報10月号食育コラム「食品ロス削減月間」掲載 ・LINE配信1回	○	・計画通り実施することができた。	・食育として周知啓発を行うテーマが多いため、広報紙面の特を確保することが難しい。	・LINE配信等、広報以外の場でも引き続き周知啓発を行う。		・日野市の食品ロスのウェブサイトは、一般的な記載とリンク集になっており、あまりアピールできていないように感じた。

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本となる事項（第4条―第13条）

第3章 推進体制（第14条）

付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組みなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日野市（以下「市」といいます。）の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜（りんごなどの果物、卵を含みます。）をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館（学童クラブを含みます。）をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業（畜産業を含みます。）を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。

7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。

8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るよう努めます。

2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むよう努めます。

2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法（昭和29年法律第160号）を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

（学校の責務）

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを体験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

（子育て関連施設の責務）

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを体験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。

6 児童館（学童クラブを除きます。）は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。

7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

（農業委員会の責務）

第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。

2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

（農業者の責務）

第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。

3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。

4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

（東京南農業協同組合の責務）

第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。

2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。

3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

（食品関連事業者の責務）

第13条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第3章 推進体制

（日野市食育推進会議）

第14条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第33条第1項の規定により、日野市食育推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員8人以内で組織します。

(1) 公募市民 3人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

（日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正します。

日野市食育推進会議の概要

1.食育推進会議委員名簿

任期 自 令和8年4月1日 至 令和10年3月31日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
青木 めぐみ	公募市民
大格 史	公募市民
嘉藤 純子	公募市民
○杉崎 聡美	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・一般社団法人 きほんの木代表理事)
◎鈴木 浩明	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
馬場 裕真	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
三石 達也	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・多摩平みついいクリニック院長)
宮越 小夜里	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園会代表・よつぎ日野保育園園長)

(氏名は50音順、敬称略。◎:会長、○:副会長)

(所属は令和8年6月現在のもの)

2. 会議の経過

開催回数 1回

開催年月日	内容
令和8年6月24日	・第4期日野市食育推進計画の評価について